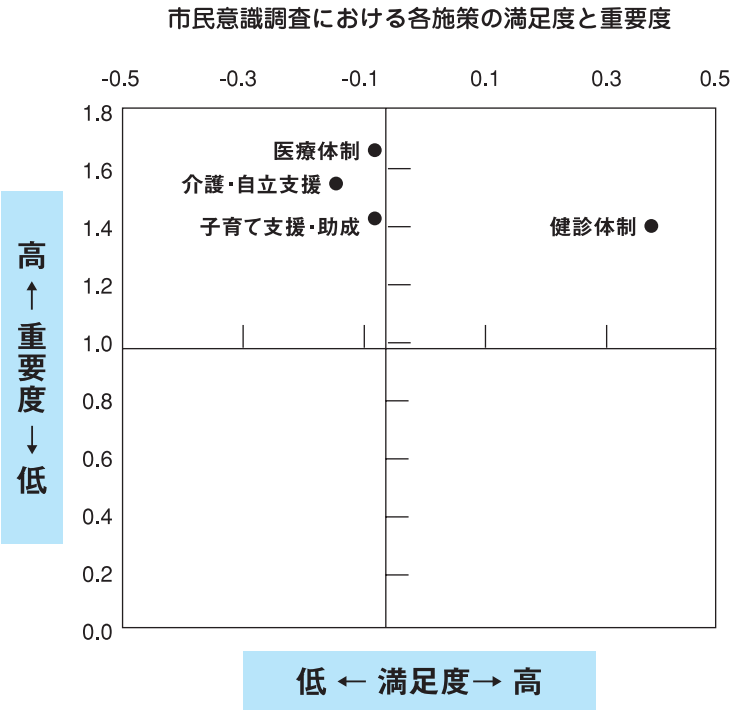
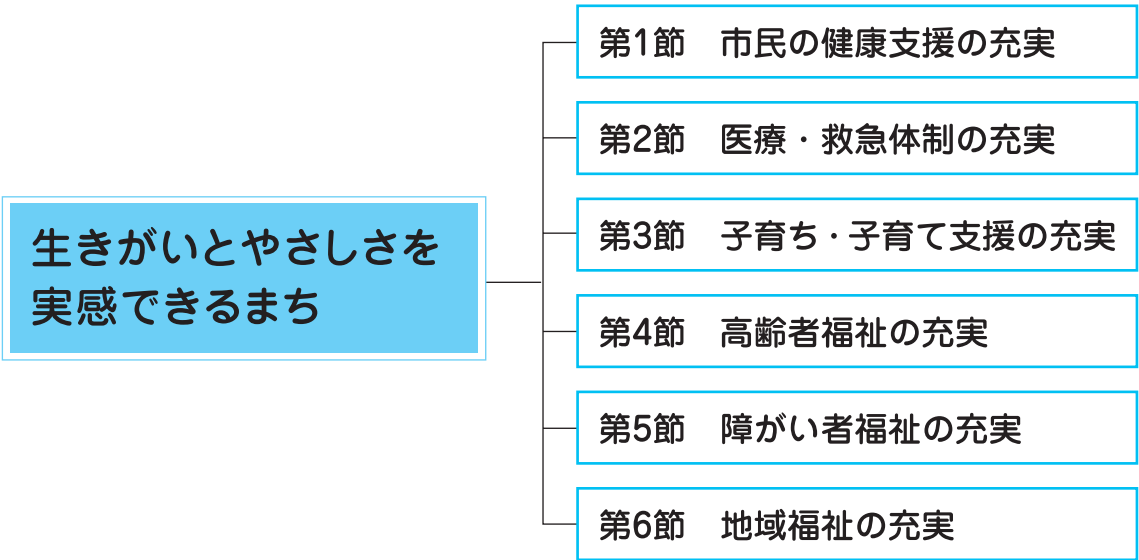


【第3章】

生きがいとやさしさを実感できるまち
（健康・福祉）

【施策体系】



※グラフの見方は40ページを参照ください。

第1節 市民の健康支援の充実

■ 現況と課題

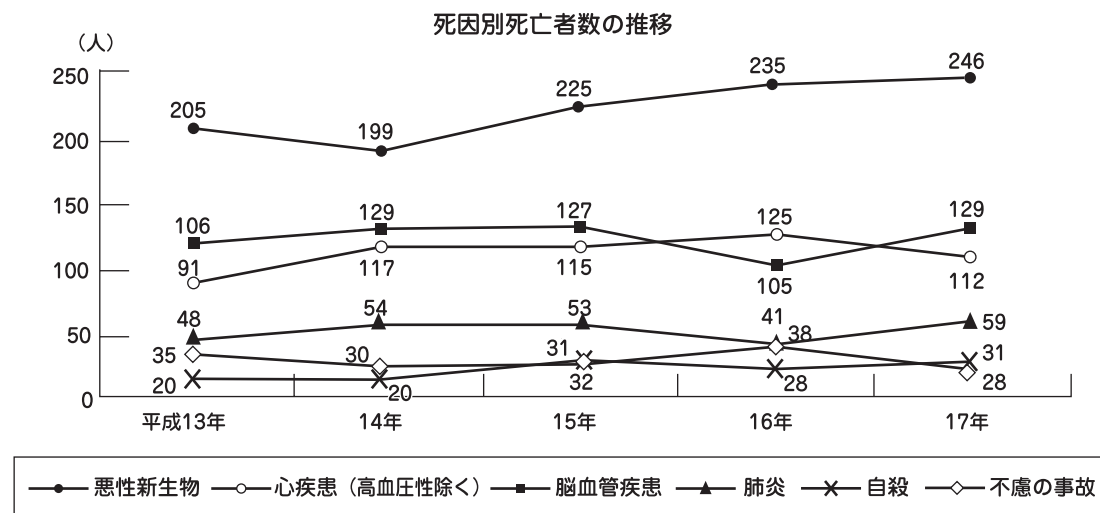
近年、社会環境、生活環境の複雑化により、生活習慣病や心の病など、国民の疾病構造が多様化しています。特に、がん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病が壮年期死亡原因の多くを占めるようになってきており、その原因として食生活や生活様式の変化などが考えられ、これからの時代は、がんの予防対策に加え、生活習慣病発症の大きな要因となっているメタボリックシンドローム²⁶の対策も求められています。さらに高齢社会が成熟する中で、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる“健康寿命”を延ばすことが課題となってきました。

本市においても、年代に応じた検診体制や健康教育、健康相談の充実を図るとともに、乳幼児や高齢者の感染症対策として予防接種なども実施し、市民の健康づくりを支援してきました。

平成19年3月には「健康・スポーツ都市宣言」を行っており、これを実践していくため、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、生活の質の向上に努めながら、健康寿命を延ばせるように、自主的な健康づくりの普及啓発、保健サービスの充実を図る必要があります。

特に、子育て支援や少子化対策の観点から、妊娠・出産、育児や乳幼児保健についてのきめ細やかなサービスの提供と不妊治療などに対する支援が求められています。

また、介護予防、感染症、精神保健対策をはじめとするさまざまな施策を推進し、市民のライフステージに応じた健康支援事業を強化していく必要があります。



資料：健康づくり課

■ 基本方針

- 健康増進計画を円滑に推進し、「市民一人ひとりが健康でその人らしい豊かな人生を送ること」を目指し、新生児期から高齢期にいたるすべてのライフステージに応じた健康の維持・増進を市民が実践できるよう支援します。
- 安心して子どもを生み育てることができるよう、母子保健対策を充実します。

²⁶メタボリックシンドローム：内臓脂肪型の肥満に加え、糖尿病や高血圧などの病気を引き起こしやすくなった状態を言います。

■ 施策の展開

1. 保健サービス・各種検診事業の充実

市民一人ひとりの状況に応じた利用しやすい保健サービスを提供できる体制づくりを進めます。また、予防接種や健康診査、各種検診、保健指導などの充実を図り、市民がいつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう支援します。

2. 母子保健の充実

母性や乳幼児の健康保持、増進を図るための妊婦・乳幼児健診を充実させるとともに、育児に対する相談指導の充実や仲間づくりの支援を推進します。

また、不妊に悩む人に対する情報提供など不妊治療の支援に努めます。

3. 健康支援の推進

健康の自己管理、健康増進についての意識啓発を行うとともに、子どもから高齢者までの食育の推進や市内のスポーツ施設を活用した参加しやすい運動・スポーツの普及、温泉保養施設の整備などを行い、市民の健康づくりへの取り組みを支援します。

4. 保健・医療・福祉の連携強化

市民の健康維持・増進を図るため、保健・医療・福祉の各分野における関係機関との連携を強化します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
健康診査・各種検診の充実	・市民の受診意識の高揚、休日検診の周知など受診しやすい体制の整備
母子保健の推進	・妊婦・乳幼児健診、育児相談会、子育て教室、こにちは赤ちゃん訪問事業、ハッピーベビークラブ、プレママねっとなどの実施 ・不妊に悩む人に対する情報提供の充実
健康づくりに取り組める環境整備	・自主的な健康づくりのためのグループの育成 ・健康な日常生活を送るための食生活・運動などの知識・情報の提供 ・地域で健康づくりを担う人材育成 ・ビジョンよしだなどのスポーツ施設を利用した健康増進教室などの充実 ・老朽化に伴う温泉保養施設てまりの湯の改修
医療機関や関係機関との連携強化	・県をはじめ医師会、歯科医師会、検診機関などとの連携強化による検診・保健指導体制の整備

第2節 医療・救急体制の充実

■ 現況と課題

〈医療・救急〉

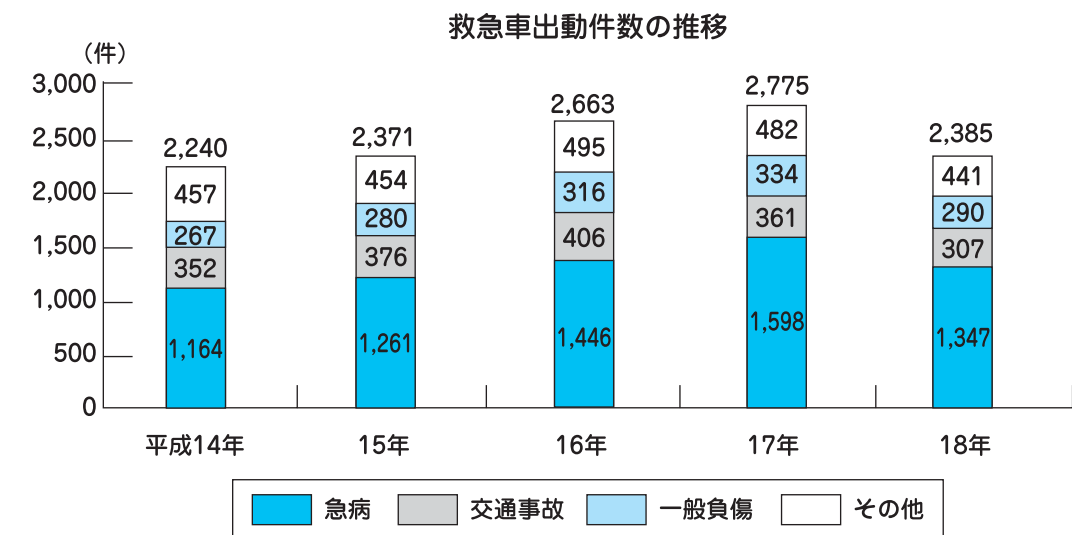
全国的に医師不足、看護師不足が問題となっており、特に小児科、産婦人科などでその傾向が顕著であり、夜間救急医療においても、担い手不足が深刻な社会問題となっています。その一方で、少子高齢社会の到来により生活習慣病と言われる疾病は依然増加傾向にあり、「市民意識調査」においては、「医療体制」は最も重要度の高い施策となっているほか、本市の将来像としても「福祉・保健・医療のゆきとどいた安心できるまち」への回答は7割以上の高い割合となっています。

現在、県央二次保健医療圏²⁷において、救急搬送される患者の数は年々増加しているため、圏域内での受け入れ先の確保が困難で、やむなく他圏域の医療機関へ搬送される例が多くなっています。今後は、夜間救急体制の充実や救命救急センターの誘致など、医療に対する市民のニーズに対応していかなければなりません。

また、子どもに対する医療費負担を軽減し、子育てにおける金銭面での負担感を減らしていくことも必要です。

〈医療保険制度〉

一方、国では、医療受診の適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険体系の実現に向けて、医療保険制度改革を進めています。これにより、後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度の創設や患者負担の見直しなどの改革が進められるほか、40歳～74歳の健康診査の実施主体が医療保険者に変更されることになり、市町村は国民健康保険の保険者の立場として、国保加入者について特定健診・特定保健指導の義務を負うことになりました。そのため、市民に対し周知・啓発を行いながら円滑な制度の移行を図り、国民健康保険制度の安定的な運営を進めていく必要があります。



資料：救急統計

■ 基本方針

- 市民一人ひとりが必要とする医療サービスを円滑に受けることができるよう、地域医療体制・救急医療体制の整備・充実を図ります。
- 制度改革を円滑に進め、国民健康保険制度の安定的な運営を進めます。

■ 施策の展開

1. 救急医療・地域医療の充実

急な病気やけがのときでも、市民が適切な処置を受けることができるよう、一次救急²⁸を重視した地域の医療体制の充実を図るとともに、県立吉田病院と燕労災病院の機能充実について関係機関に要望します。

また、医師会や近隣市町村と連携して救命救急センターの早期誘致を県に要望し、県央二次保健医療圏における救急医療体制の充実を図ります。

さらに、献血事業に対する啓発活動を推進し、血液の安定確保に努めるとともに、骨髓バンクの育成活動を支援します。

2. 救急体制の確立

高規格救急自動車などの装備の充実、救急救命士の養成による知識・技術の向上、および救急患者を受け入れる医療機関との連携強化などを推進し、救急体制の確立を図ります。

また、一般市民や事業所に対する応急手当講習会などを通じた市民意識の啓発とAED（自動体外式除細動器）をはじめとする救命資器材の整備推進や一般企業への普及促進を図る一方、緊急性を要しない人からの救急呼出・救急利用が増えていることから、救急車や医療機関の利用に関する市民の知識の啓発に努めます。

3. 健全な国民健康保険事業の運営

医療保険制度改革を踏まえ、市民への国民健康保険制度の理解と普及・啓発を図ります。また、医療受診の適正化を啓発するとともに、財源である保険税納付に対する理解の向上を図ります。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
救命救急センターの早期誘致	・県央二次保健医療圏における救命救急センターの早期誘致要望
休日・夜間における医療体制の充実	・県央市町村・医師会との連携による一次救急診療施設の開設と休日救急当番医体制の充実
地域医療体制の充実	・県立吉田病院の移転改築、医師の充足、機能充実についての県要望 ・燕労災病院の医療科目の増科についての関係機関要望
救急搬送体制の充実	・高規格救急自動車の配備、高規格対応の装備の導入 ・救急救命士の増員
国民健康保険制度の適正運営	・医療受診の適正化促進と保険税収納率の向上 ・特定健診・特定保健指導の実施による生活習慣病の予防の充実
医療費助成制度の拡充	・各種医療費助成制度の拡充

²⁷二次保健医療圏：日常生活圏で、通常の保健医療需要を満たすことのできる地域の単位で、主として一般病床の整備を図ることを目的としています。

²⁸一次救急：急な発熱による時間外診療など、入院を要しない程度の救急医療行為を言います。

第3節 子育て・子育て支援の充実

■ 現況と課題

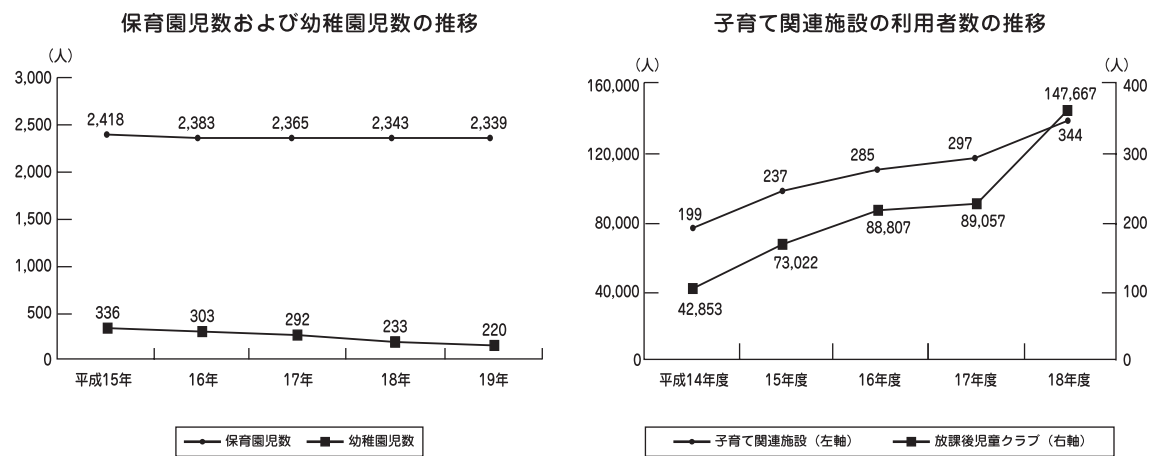
全国的に核家族化が進行している中、本市では子育て世代における夫婦共働きの割合が比較的高く、育児と仕事の両立や子育てに対する支援は、少子化対策の面からも重要な課題となっています。

本市はこれまで、子どもたちの健やかな成長を願って、放課後児童クラブの開設や乳幼児医療費の助成、一時保育や早朝・延長保育の実施など、子育て家庭に対しさまざまな支援を行ってきました。

しかし、「市民意識調査」によると、「子育て支援・助成」について「重要」「まあ重要」と答えた人が85.7%と多いにも関わらず、その満足度は21.6%と決して高くありません。平成16年度に旧三市町が「次世代育成支援行動計画」を策定するため実施した調査では「親子で遊べる場の増設」「医療機関の体制整備」「費用負担の軽減」を望む声が上位を占めました。

現在、市内には公立24園、私立4園の保育園がありますが、少子化の影響を受け、今後入園児童数の減少が見込まれる一方、老朽化が進んでいる施設も多く、保育園の運営は大きな転換点を迎えています。このため、「幼児保育・幼児教育基本計画検討委員会」を立ち上げ、幼稚園で行う幼児教育も含めて、今後の保育のあり方の再検討を進めています。

今後は、国・県の動向にも留意しながら、これらの市民ニーズに応えていけるよう、さらなる子育て²⁹・子育て支援の充実を図るとともに、家庭や地域における養育力を増進し、市民の子育てに対する負担感、不安感を軽減していく必要があります。



資料：子育て支援課、学校基本調査

■ 基本方針

- 子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもと子育て家庭を支援します。
- 家庭や地域の養育力を高める仕組みづくりを推進します。

■ 施策の展開

1. 保育サービスおよび子育て支援の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、「幼児保育・幼児教育基本計画」を策定し、これに基づき、保育サービスの充実と計画的な施設の整備を推進します。また、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館などの充実を図り、親子の居場所づくりや子どもたちの健全育成を推進します。

2. 子育て環境の整備

世代間交流や中・高校生と赤ちゃんとの交流会、ファミリー・サポート・センター³⁰などの活動を通じ、子どもを産み育てることの意義を社会全体で共有し、子育て家庭を支えていく意識の醸成に努めます。また、父親の育児参加の促進や、育児相談・育児講座などを通じ、家庭の養育力の向上を推進するとともに、子育てしやすい労働環境を整備するための啓発に努めます。ニーズの高い小児医療機関の体制整備については、県央地域全体の救急医療体制の整備とともに取り組んでいきます。

3. 要保護児童等に対する支援の推進

関係機関と連携し、要保護児童の適切な保護を図るとともに、家庭児童相談や新生児訪問などを通して、問題の早期発見、早期対応に努めます。

4. ひとり親家庭への支援

経済的自立と生活の安定を図るため、諸援助制度の活用と貸付金制度の有効利用を推進します。また、児童クラブなどを通じ、子どもの健全育成と親への精神的支援に努めます。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
保育サービスの充実と保育園整備	・早朝・延長保育、一時保育、未満児・乳児保育の充実と休日保育、病後児保育の検討 ・保育ニーズに対応した施設の整備改修 ・保育園の適正配置の推進と民営化・民間委託、幼・保一元化の検討
子育て支援センターの充実	・親子の居場所づくり、育児情報の提供、育児相談、育児講座の開催
児童館などの充実と施設整備	・子どもたちの居場所づくりと体験活動の推進 ・児童館、児童クラブ施設の整備推進
児童クラブの充実	・入会児童数増加への対応と指導員の資質の向上
要保護児童に対する支援	・児童虐待の防止対策と支援ネットワークの強化

²⁹子育て：子ども自身の自ら育つ力を尊重する考え方を表します。

³⁰ファミリー・サポート・センター：育児の援助を受けたい人、育児の援助をしたい人が相互援助活動を行う会員組織です。

第4節 高齢者福祉の充実

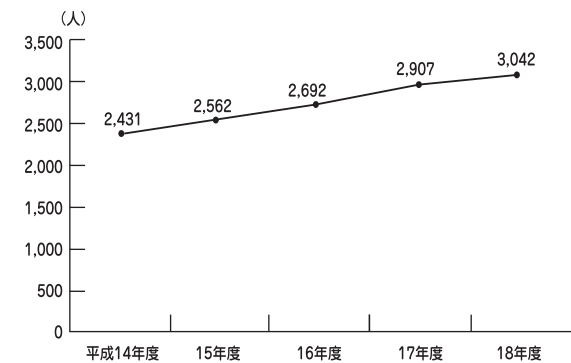
■ 現況と課題

本市の平成19年4月1日現在の総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は23.1%ですが、今後は、高齢者の割合がさらに上昇し、高齢化が進むことが予測されていることから、高齢者の社会参加、健康づくりなどを積極的に支援することにより、健康に暮らし、生きがいをが持つことができる環境を整える必要があります。

特に高齢者独居世帯、高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者が要介護の状態となることを防ぎ、より長く健康な生活を営むことができるよう、介護予防に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、社会との関わりを長く保ち、地域の一員として活躍することができるよう支援するための対策を講じていく必要があります。

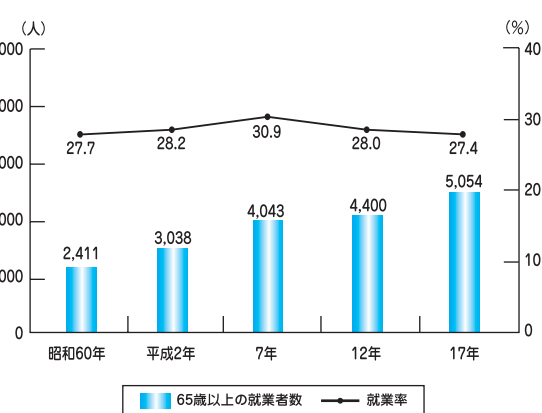
一方、高齢化に伴って介護需要はさらに上昇する可能性があることから、適正な受益者負担により、介護保険制度の一層の充実を図るとともに、施設サービスや在宅サービスを円滑に提供していくことが求められます。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合い、高齢者の日常生活を支援する体制を構築していかなければなりません。

要介護者数の推移



資料：介護保険事業状況報告

65歳以上就業者数の推移



資料：国勢調査

■ 基本方針

- 高齢者が元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいくくり、健康づくりを支援します。
- 介護サービスの充実に努めるとともに、介護予防の意識啓発を図り、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
- 地域で高齢者を支え合うケア体制の整備・充実に取り組みます。

■ 施策の展開

1. 社会参加・生きがい対策の推進

高齢者がゆとりと生きがいをもって地域で活躍することができるよう、高齢者・生涯教育の関係機関などと連携し、就労支援やさまざまな学習機会、活動機会を提供します。

2. 介護予防事業の充実

市民一人ひとりが安心して生活できるよう、身近な生活圏域ごとに地域包括支援センター³¹を中心とする相談体制を整備するとともに、介護予防に対する知識の普及啓発を推進します。

3. 介護保険制度の安定的運営とサービスの充実

介護保険制度の安定的運営を確保するため、制度の周知に努め、公平な負担と給付の適正化を図ります。

また、高齢者の自宅での自立した生活の継続と介護をしている家族の負担軽減のために、ホームヘルパー³²の派遣やデイケア³³、ショートステイ³⁴などの訪問・通所系サービスの充実を図るとともに、常時介護を必要とし、在宅で暮らすことが困難になった高齢者のために、グループホーム³⁵や介護付き有料老人ホームを含めた施設系サービスの整備を促進し、介護保険サービスの充実を図ります。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
地域包括支援センターの拡充	・地域における総合的な保健医療サービスおよび福祉サービスの調整と職員の資質の確保
デイケア、ショートステイなどのメニューの充実	・地域において不足するサービスの確保に向けた、多様な事業主体の参入促進と在宅支援サービスの充実
介護保険制度の啓発普及	・介護保険・介護予防事業の啓発普及および健全運営に向けた介護給付適正化の推進

！³¹地域包括支援センター：地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とした中核拠点施設のこと。介護予防事業のマネジメントや高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業などの支援を行います。

³²ホームヘルパー：訪問介護員のこと。在宅で介護の必要な高齢者などに対し、定期的に家を訪ね、身の回りや生活のための支援を行います。

³³デイケア：高齢者や障がい者、幼児などを昼間に施設に預かり、リハビリテーションやレクリエーション活動を実施するメニューのことです。

³⁴ショートステイ：介護メニューの1つで、数日間、福祉施設に滞在し、介護サービスを受けます。

³⁵グループホーム：病気や障がいを抱える人たちが、専門家の支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で小規模で生活をしていく形態を指します。

第5節 障がい者福祉の充実

■ 現況と課題

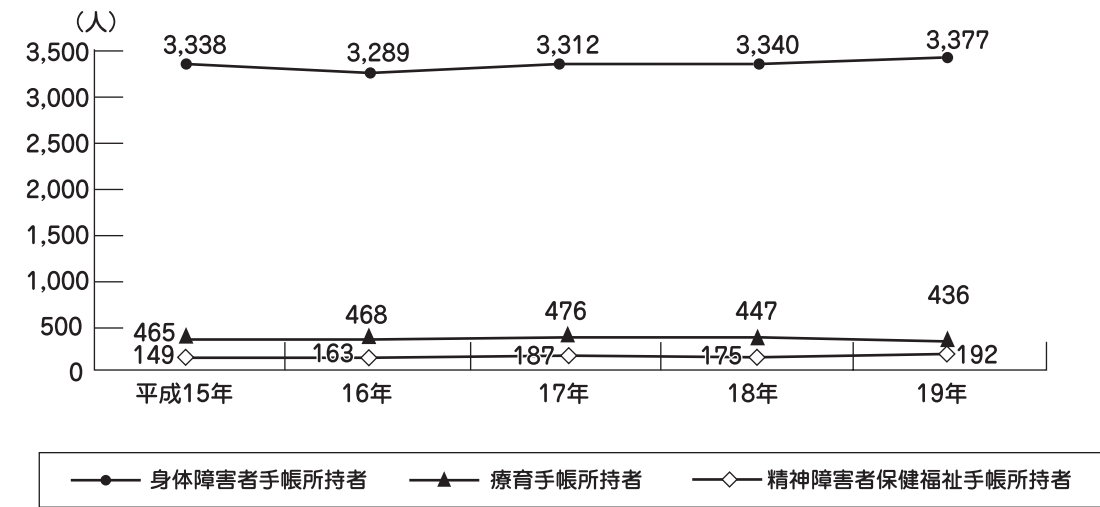
障がい者の福祉サービスは多様化しており、住み慣れた地域で障がい者が特別視されることなく、社会の一員として行動し、社会参加できるような障がいのある人もない人もともに生き、安心して暮らすことができるよう支援することが必要になっています。

平成18年10月に障害者自立支援法が全面施行され、それまでは身体・知的・精神の3障がいについて、精神障がい者は支援制度対象外になるなど支援策が異なっていたものを一元化し、障がいの種別に関わりなく、共通の福祉サービスが提供されることになりました。これにより、財源の拡充、就労支援の充実などが図られましたが、障がい者が利用する福祉サービス料の一部負担が導入されています。

本市ではこれまで、多様化する障がい者の福祉サービスに対応し、知的障がい者の通所授産施設、入所更生施設、通所更生施設、グループホームなどを整備・運営してきましたが、このような近年の障がい者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、誰もが人格と個性を尊重しあえる共生社会を目標としたノーマライゼーション³⁶の視点に立って、平成18年度に障がい者基本計画と障がい福祉計画を策定しました。

今後は、同計画に沿って、障がい者地域生活支援センターを設置し、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、3障がいの制度一元化の主旨に沿って、精神障がい者などに対する福祉サービスの確保や相談支援体制の充実、地域社会での支援体制の強化を図り、就労や社会参加の機会を拡充することが必要です。

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者数の推移



資料：身体障害者手帳管理台帳・療育手帳管理台帳・精神障害者保健福祉手帳管理台帳

■ 基本方針

- 障がい者への理解を深めるための啓発・広報活動を推進します。
- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、居宅や施設の福祉サービスを充実するとともに、自立して暮らすことができるよう、就労や社会参加の機会を拡充します。

■ 施策の展開

1. ノーマライゼーションの推進

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるよう、ノーマライゼーションを確立するための啓発や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

2. 福祉サービスの充実および生活支援

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスの量的・質的充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制の整備を図ります。

また、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労機会の確保に努めます。

3. 障がい児の育成支援

障がいのある子どもたちが安心して地域の中で生活していけるように、子どもたちやその家族、学校に対する相談・援助体制の充実を図り、福祉・教育などの関係機関が連携してニーズに応じた支援を推進します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
啓発広報活動の推進	・市広報紙、各種行事、学校での学習活動などを通じた啓発活動の実施
相談支援体制の充実	・関係団体・関係機関などとの連携による、多様化するニーズに対応するための相談支援体制の整備
地域生活支援の充実	・地域活動支援センターの運営支援など、障がい者の日常生活を支援する取り組みの充実
就労への支援	・関係機関との連携による事業主への理解促進、適切な求人・求職情報の提供
障がい児の育成支援	・障がい児の個性に応じた保育・教育・学習の支援

³⁶ノーマライゼーション：障がい者が特別視されることなく、地域で社会の一員として行動し、社会参加ができ、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方のことです。

第6節 地域福祉の充実

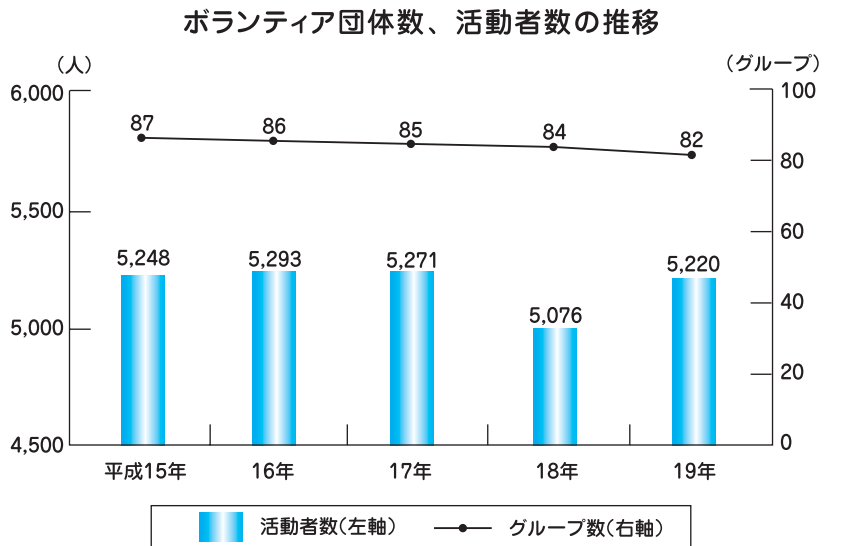
■ 現況と課題

子育てや介護などの福祉ニーズは、近年、生活の場である地域に主眼が置かれ、これに対応するため、地域社会が果たす役割がますます重要になっており、地域で支えあい、助け合うしくみづくりが求められています。

本市では、社会福祉協議会、民生委員をはじめ、自治会などとも連携を取り、地域福祉推進のための基盤づくりを行ってきました。

今後は、地域が福祉の担い手として活動することができるよう、ボランティア情報の提供や団体のネットワーク化を推進するとともに、地域福祉の活動拠点の確保を図っていく必要があります。

また、低所得者の世帯の実態を把握し、それぞれの世帯が抱える問題に対応したきめ細かい支援が必要です。



資料：ボランティア連絡協議会

■ 基本方針

- すべての市民が住み慣れた地域社会で安心して暮らすことができるよう、関係団体や市民と連携を図り、地域福祉を支える体制を強化し、地域福祉活動の充実を図ります。
- 誰もが地域で安心して生活ができるよう市民意識の高揚を図るとともに、施設などのユニバーサルデザイン化を進め、福祉のまちづくりを推進します。

■ 施策の展開

1. 地域福祉体制の充実

社会福祉協議会や民生委員、地域のボランティア団体などとの連携を図りながら、地域福祉を支えるしくみを充実します。また、すべての市民が自立と相互扶助の精神を持って互いに支え合い、助け合う地域社会の実現を目指し、市民意識の高揚と参加の促進を図ります。

2. 地域福祉活動の推進

地域福祉の拠点を確保するとともに、ボランティア活動の活性化を図り、市民ニーズに対応した地域福祉活動の充実を図ります。また、障がい者、高齢者、子ども、外国人など、誰もが地域で安心して生活することができるよう、施設などのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、障がいの有無、世代や文化の相違などを越えて、互いに理解しあうことができる地域社会づくりを目指します。

3. 低所得者への支援

生活困窮者の福祉向上と生活の安定を図るために、各種制度を有効に活用しながら支援・援助を推進します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
ボランティアセンターの充実	・ボランティアセンターの各種機能の強化と活動の推進
ボランティア活動の支援	・ボランティアの育成や正しい知識の普及のため、関係団体が行うボランティア養成講座などの開催支援と活動の場の提供
社会福祉協議会の活動支援	・組織体制の強化と安定した財源の確保 ・市民との協働による地域での支援体制の構築といきいきとした地域づくりの促進 ・地域のニーズをかなえるための新たな福祉サービスの実現
ユニバーサルデザイン化の推進	・公共施設のユニバーサルデザイン化の推進と民間住宅のユニバーサルデザイン化の啓発